

田辺領の俵物について (一)

瀬戸美秋

一、はじめに
煎海風、干飽、鑿鑿といつたいわゆる俵物が諸色とともに江戸時代中期以後、長崎会所貿易の輸入代金決済の一部として、不足してきた銀、銅に代り、次第に重要性を占めてきた。即ち元禄十一年(一六九八年)には、長崎商売方吟味役高木彦右衛門の願により銀二千貫目分の俵物諸色の交易を認め、初めて貿易正規上の大量輸出を定めた。延享元年(一七四四年)には、商人八人を俵物一手請方としてその集荷納入にあたらせ、年額千八百貫目の俵物諸色を請け負わせ、江戸、大阪、長崎、下関、松前をその買入れの中心とした。

しかしその集荷が必ずしも順調でなかったため天明五年(一七八五年)俵物請負人の独占権を撤廃し、長崎会所直買入二申付……(一)と幕府直営のもとに仕入集荷を行なうことになり俵物役所を設けて五十人の吏員を配した。さらに全国を前記五ヶ所のもとに五管区に分ち、全国各浦、各村に下請人、世話人、買集人などが置かれ、

(上段十一行)

請

人を俵物一手請方と

浦方有之國々は領主より申海風、貝類献上致求候分も献上并二御残之外餘分仕込不致長崎会所之売渡候様可致候、萬石以下私領の分も浦方有之分は、煎海風干飽之類撰業相増候儀專一に可致候……(二)と集荷と生産の奨励につとめた。

こういつた過程で、田辺領の俵物がどういつた事情のもとにあつたか、その集荷、運送数量、諸問題を簡単に眺めてみたい。その史料として田辺領の俵物請負人七代目大坂屋半右衛門の長崎御用記録、嘆願書、仕切覚等によることにした。もとよりこれだけで田辺領の俵物全体を云々することは早計であり、一部参考として史料を紹介するにとどめたい。(三)

注 (一) 吉田大市氏所蔵文書長崎御用記録中天明五年の触書引用、なお本稿の資料はすべて同氏所蔵文書による。
(二) その他参考として平凡社発行世界大百科辞典第十八巻四九三頁、福江保藏著近世日本の経済政策一九〇頁を参照

二、集荷

田辺領田井浦より由良村に至る各浦々の煎海風、鑿鑿、干飽は、いつ頃から大坂屋半右衛門(以下大坂屋と略称する)が取扱つていたのか不明だが、正式には「寛延年中長崎より御役人様御越被遊候間当地出産の煎海風、鑿鑿集方私先祖江被仰付候……」とあるように寛延年間(一七四八〜五〇年)に買集人となつたようである。さてこの大坂屋の仕事として、俵物の増産のために「……毎度御触も有之儀に付……私も年々浦々相廻り稼方并に新浦の儀心懸け漁師共へも利解申聞候……」そうして他売品替などを取締つた。集荷については、毎年十一月より三月頃までに水揚げした「生海風内」で海風内に仕り浦々漁師共少々宛持越候に付買取置私方(大坂屋)筆者註)にて于立出表候分荷造など仕り大坂へ相廻り宮屋伝兵衛方へ荷揚仕り……」飽は「少しは生立候得者于月に相仕立候積者無御座誠に繼の儀に御座候」としてほとんどなかつたようである。鑿鑿は「……浦々より其ままして当所有問屋へ持越売渡し右問屋にて鑿干立私方へ売渡候に付買取置き」これ又煎海風同様大坂へ廻送していった。

このように各浦で「……取揚候分者不残

私方へ売渡候ししたが「……直段などの儀も随分心懸け浦方難儀に不相成様取斗漁業相継せ……」なければならぬし「……出高相進候様取斗可申……」努力しなければならぬ。

一方各浦では、「一昨近年生海風生立少く自然と不漁に相成り出方相減候」と申立ててみるものの「此度格別之被仰渡有之儀に候間差あたり漁業出精仕儀にて出方相増候ハ漁師共渡世の助けにも相成、第一者御觸之御趣旨にも相当」るので出精するよう、そうすれば「浦方之者共相続のためにも相成候」として封建権力の前には屈せざるを得ない。天明五年(一七六五年)幕府直買入に改められた直後、田辺二十七ヶ村各浦の庄屋、年寄、漁師代表は、好むと好まざるにかかわらず請証文を提出せせられて

いる。
また同じく天明五年の改制で大坂屋も下請けを一たん取上げられたが、田辺領内の俵物集荷について今までの実績が認められ又大坂の俵物問屋菅屋伝兵衛との間に金融の繋りがあり「……同人方より銀子借請右銀を以煎海風買集相廻候節動定仕来候儀ニ御座候、然る所先年借請銀子返済残有之……」借銀を年賦割で俵物御買上代銀のう

ちから返済しているもので、再び下請人が許可され、大坂菅屋伝兵衛方へ廻送すること認められた。

さて、仕入銀については、天明五年以前は菅屋伝兵衛から借りていたが、幕府直営後は、大坂俵物役所から借銀することになった。即ち仕法に「一仕入銀十一月貸渡翌五月切俵物代を以請取候事方一不足の節は正銀相納候事」とあるように十一月に貸渡された仕入銀で田辺領各浦々の俵物を仕入れ、翌年五月末締切、現物で差引きを行い現物不足の時正銀で決済した。なお仕入銀借入手續さも「此度幾年までも請合之一札請合人より差出有之候に付仕入相渡候度々に請人加判に不及貸渡候事」とあるように簡便にされた。

三、運送

俵物の運送については、天明以前には「長崎御用之御柄付灯籠并道中荷物之手札送状之文書頂戴仕罷在候……」そして荷物には煎海風が出来次第「一丸に手札巻取づつ長崎御用俵物の差札仕、小浜江差廻し夫より宿々問屋次に江州廻しに仕り」大坂の菅屋伝兵衛方へ俵物を揚げておく、それから「私共参上仕候節俵物御役所へ相輸

へ、銅座御勘定奉行様、御普請役様、長崎御役人様、大坂地之御役人様御立合にて御直段被極売上仕りて相消之上俵物役所にて御勘定書載き代銀之義は、銅座御役所にて受取申候」といつた順でであった。

かくして天明五年幕府直営となつた後、田辺にやつてきた普請役、長崎役人から灰のように運送上の仕法を決められた。

一御用俵物小旗一本相渡置候事
但し小旗まで運送之節計り相用常々浦方にて根に相用候事無用
一、小浜より今津運送銀同所江相願置申度事

一、小浜より今津問屋究置候事
その他俵物送状書方及び俵には④煎海風と書き正味式拾貫目入何丸と記入すること指示した。ところで輸送経路について少し詳細にみると田辺より小浜までは不明だが船積送りと考えられ「御用俵物」と書いた小旗を立てて運び、小浜より熊川、さらに今津までは人馬を利用、今津から大津まで潮水を船積、大津から伏見まで人馬、伏見から大坂まで川下りとなつてゐる。

俵物輸送の際には、まず先觸れて予の届け済みの取賃を示し、田浦に送り出せるよう又非常の際も差支えなきよう各宿の間屋

(上段十六行) 宝曆四年頃 から延享の初めま

(上段十七行) 宝曆五年 延享元年頃から

(中段五行) 砂 刈引

(下段二行) 付 右同断心得

年寄宛通知した。そして後から大坂屋半右衛門が帳物に付添い御免札及び役所副書を携行、帳物輸送の優先と確実さを要求した。なお駄賃については、安政四年の先觸れ文書の中に質高六疋(一疋〇二五文か)を明示、煎海鼠十二丸を輸送している。

四 数量

田辺領内の各浦で一体どれだけの煎海鼠が出ていたのか。残念ながらまとまった仕切帳がないので確実な数字は不明であるが、明和元年三月(一七六四年)大坂屋半右衛門が長崎役人に答えた口上之覚に

「……当御領近浦廿ヶ年己未者余分出方も有之五千斤宛相集め候処拾ヶ年以未者年々不漁にて式千斤より三千斤の内相集申候」とあり、即ち享保の末頃から延享の初めまでは五千斤程度、延享元年頃から明和元年頃まで二、三千斤程度ということになる。殊に昨年の宝曆十三年(一七六三)は殊の外の不漁でわずか千五百斤程度の産出で、今年はやや増加二千六百斤程度産出したと報告している。なお次の資料は安政六年七月六日(一八五九)の仕切帳で、数量ばかりでなく、買上げの際の細又した雑費の内容がわかる。(一斤〇〇百六十匁)六〇〇

- 住 切 覚
- 一 丹后田辺煎海鼠 拾七丸
- 荒正味 式千八拾九斤
- 右之内
- 一 六拾式斤六合七勺 残 引
- 正味式千式拾六斤三合三勺
- 三匁式斤式毛
- 代銀 六貫百拾九匁五分一厘
- 右之内
- 一 五匁壹分 拾七丸 水揚買
- 一 三匁六分九厘 御役所にて庭入買
- 一 六匁三分 御同所まで駄買

江戸時代の竹屋町について

真 下 八 雄

城下町田辺の歴史的構造研究の手懸りとして、昨夏来、有志と共に竹屋町区有文書(竹屋町集会所保管)の調査を始め、史料目録の作成、若干史料の採集はしたが、町方史料の取扱いは初めての経験でもあり、まだ充分整理、分析をなして得ていないので、

極めておまかではあるが、一応、竹屋町の問題点と思われるものを特色として列挙し、今後の研究課題としたい。

まず特色の第一は、竹屋町人の職業は商業、手工業、金融業、運送業、サービス業

- 一 拾式匁六分 仲仕十八人(酒手を遣す)
- 一 八匁九分三厘 岩井屋へ右同断心得
- 一 三匁壹分式厘 便番へ心附
- 一 三拾九匁七分四厘
- 差引残高 六貫七拾九匁七分七厘
- 右之通り買入仕切代銀相渡候処依而如件
- 安政六年未七月六日
- 御用帳物問屋 菅屋 伝兵衛

等多種多様であるが、彼らの中にこれらの職種を兼業する者が多く、また専業者にあつては、専門職、専門商への分化が非常に未熟である事にある。

この事を示す史料として、天保五年の「商売書上帳」の一部を引用したい。

- (略)
- 一、小間物太物瀬戸物青物干物荒物衣裳類貨物 扇 屋 市兵衛
- (略)
- 一、小間物太物瀬戸物荒物袋物仕立素廻職 長門屋 喜右衛門
- (略)
- 一、種桐呉油屋職并菓子職綿打職 壺 屋 幸 助
- (略)
- 一、種桐呉油職米穀荒物質屋職 油 屋 嘉左衛門
- (略)
- 一、旅籠屋職魚売買小鳥類 木 屋 義兵衛
- (略)
- 一、酒造塩職種桐呉油買穀物糸綿荒物船持 油 屋 吉兵衛
- 右の「商売書上帳」に記されては、竹屋町氏(一三九戸)各人の従事する商売数

の延総合計は四二四であるので、一戸当り平均三つの商売を経営している訳である。

第二の特色は、竹屋町の職業構成において、商業の占める割合が圧倒的に大きい事である。

いま前記の「商売書上帳」より、商業の分類方法にやや正確を欠く処があるけれども各商売別の延総業戸数を集計すると、第一表の如くである。この表中、商業に属する各商売別延総数は三二六戸で、これは全職業の商売別延総合計(四二四戸)の約七七％に当り、当町が優れて商業的機能を持った町である事が知られる。

第三の特色として、竹屋町は城下町の周辺地域との関係が密接であるという事を挙げたい。

前掲の「商売書上帳」中に「在通ひ」へ「小船在通ひ」小船小商」「官津商」「丹波通ひ」「丹波若州産物売買」等の行商または仲買と思われ諸商売があり、就中「在通ひ」「小船小商」等の在商い商人は町から衣類、小間物、陶器、金物等の日用雑貨や塩、魚、干物等の食料品を、領内在方よりは竹、竹皮、楮、雁皮、藍、桐葉、楮葉、生糸、苧、綿等の手工業原料や懸木(燃料)を売買して、城下町と農村との商

品流通の尖兵の役割をなしていたと考えられる。(第一表) また「丹波通ひ」商人は主として魚類を丹波北部の地方に行商していたものである。

尚「商売書上帳」より右の特色を示す史料の一部を紹介すると次の通りである。

- (略)
- 一、在通ひ荒物菓物苧綿竹皮 白杉屋 善次郎
- (略)
- 一、荒物在通ひ懸木苧綿葉藍薩摩実菓もの 大丹生屋 茂 七
- (略)
- 一、小船追懸在通ひ小商 野原屋 久兵衛
- (略)
- 一、小船在通ひ并荒物 平 屋 寛兵衛
- (略)
- 一、魚売買丹波通ひ 万 屋 嘉右衛門
- (略)
- 一、小船運賃積 油江屋 長兵衛
- (略)
- 一、小船小商 船 屋 勘右衛門
- (略)